

# 地方税制関係資料

平成31年4月25日  
総務省自治税務局



## 目 次

1. 偏在是正	1
2. 車体課税	6
3. 個人住民税	10
4. 森林環境税・譲与税	17
5. 地方消費税	22
6. 地方税の電子化	27
7. その他	
・企業版ふるさと納税	36
・ゴルフ場利用税	39
・書式・様式の統一	40
8. 参考（平成31年度地方税制改正の概要、計数関係）	41

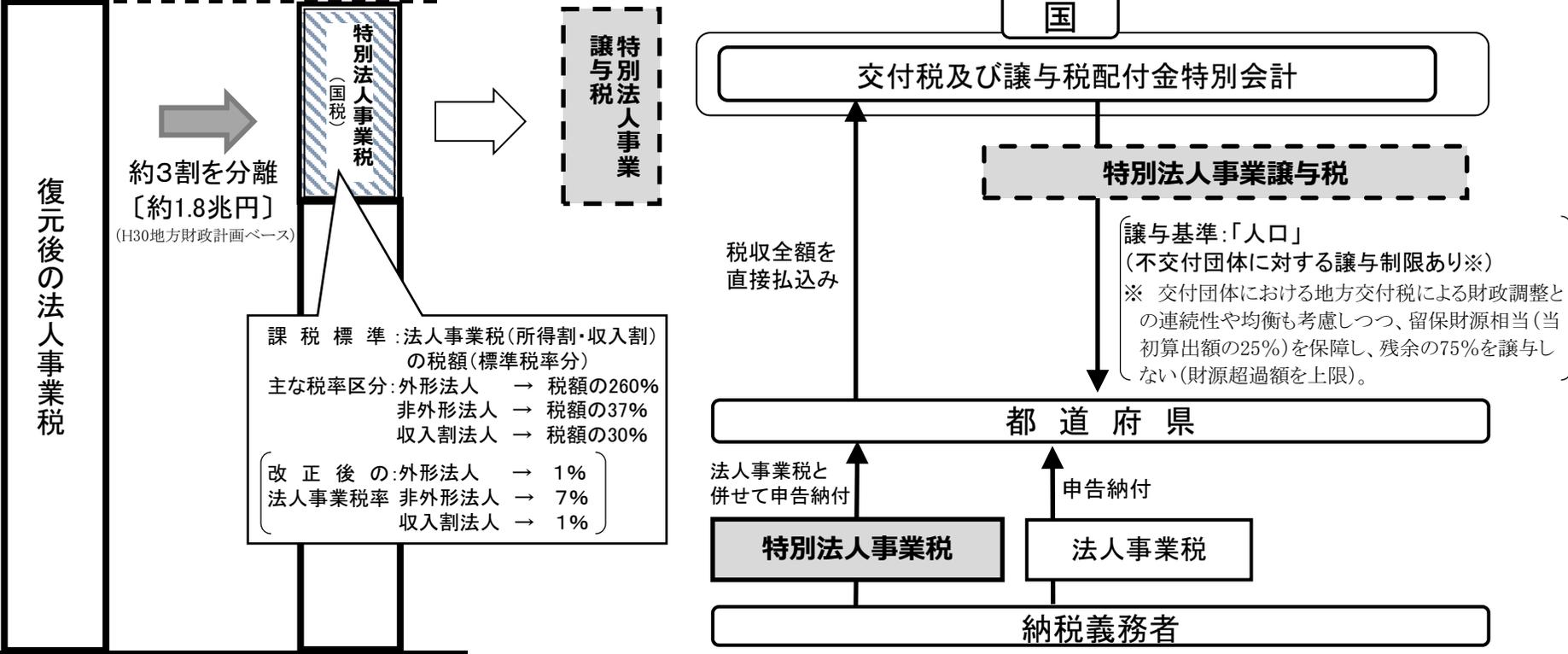


# 1. 偏在是正

# 地方法人課税における新たな偏在是正措置

○ 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設。

<特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の仕組み>



- <その他関連する事項>
- 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。
  - 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。
  - 平成32年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を、特別法人事業税の収入額とみなす等の所要の措置を講じる。
- ※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

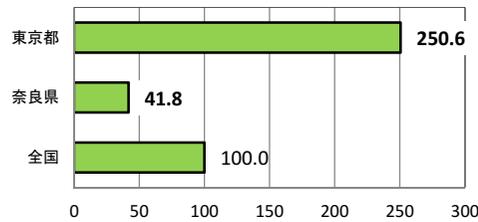
# 新たな偏在是正措置の考え方と効果

- 大都市における地方法人課税の税収は、県内総生産の分布状況と比較して集中している状況。この構造的な課題を解決することが必要。
- 新たな偏在是正措置の導入により、地方法人課税の税収と県内総生産の分布が概ね合致。

## 人口一人当たりの最大／最小

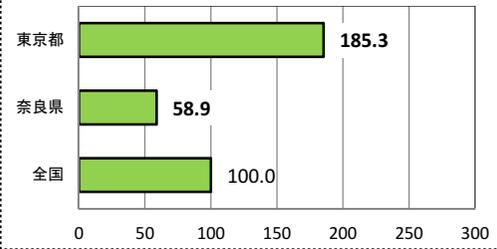
＜地方法人二税のみ＞  
(偏在是正措置なし)

最大／最小: 6.00倍



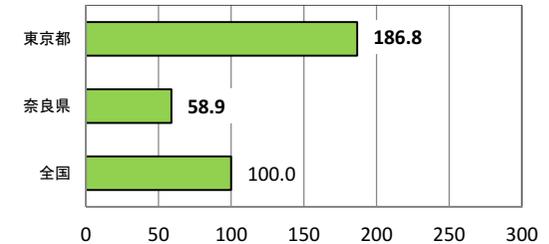
＜特別法人事業譲与税導入後＞  
(人口による譲与+譲与制限)

最大／最小: 3.15倍

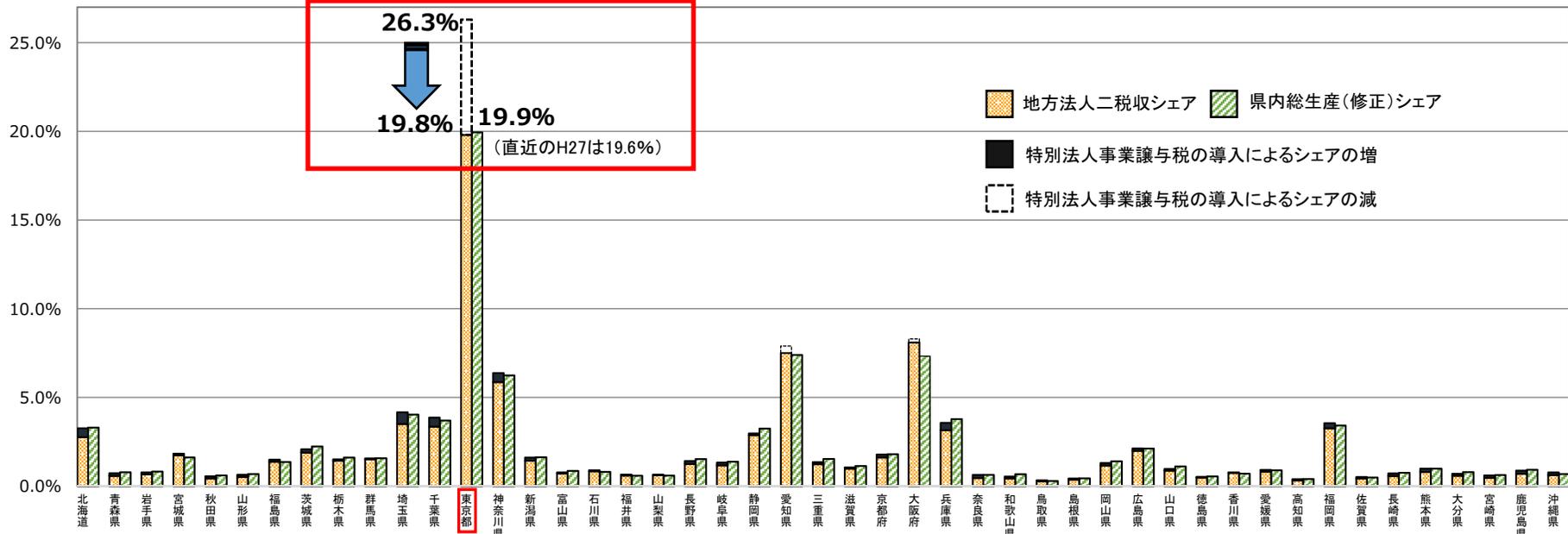


＜県内総生産(修正)＞

最大／最小: 3.17倍



## 全国シェア



※1 県内総生産(修正)は、県内総生産(名目)から、一般政府部門等を控除したもの。 ※2 地方法人二税の税収については、H25決算～H29決算の5年平均であり、県内総生産については、H23年度～H27年度の5年平均である。



## 法人事業税交付金の概要(平成31年度税制改正後)

- 地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度を創設。

(平成29年4月1日～→【改正】平成31年10月1日～)

※ 年度間の税収変動や偏在性の大きい市町村分の法人住民税法人税割の一部を、外形標準課税が導入され、税収の安定化が図られてきた法人事業税の交付金に置き換えることにより、市町村の税源の偏在是正と財政運営の安定化にも寄与。

### 1. 交付額

都道府県の法人事業税額の100分の7.7(市町村分の法人住民税法人税割の引下げ(2%)相当分)

※ 平成31年度中に各都道府県に納付される法人事業税に基づく各市町村への交付金は、平成32年度に交付すべき交付金と併せて、平成32年度中にまとめて交付。

※ 32年度の交付率は100分の3.4。

※ 特別法人事業税の創設に伴い、交付水準に変動が生じないよう、交付率を100分の5.4→100分の7.7に引上げ。

(平成31年度税制改正)

※ 交付金の算定基礎となる法人事業税額から超過課税分を除く。(平成31年度改正)

### 2. 交付基準

#### 従業者数

※ 経過措置として、3年間は以下のとおりとする。

平成32年度 : 法人税割額

平成33年度 : 2/3…法人税割額 1/3…従業者数

平成34年度 : 1/3…法人税割額 2/3…従業者数

### 3. 交付時期

年3回 : 8月(前年度3月から7月までの間の収入分)

12月(8月から11月までの間の収入分)

3月(12月から2月までの間の収入分)

## 2. 車体課税

## 車体課税の大幅見直し（全体像）

- 消費税率10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。これにより、税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、最終的な結論を得たところである。
- 恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保することとする。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業のニーズにしっかりと対応する。

### 保有課税の恒久減税

#### ○ 自動車税の税率引下げ（恒久減税）

1,320億円程度（平年度ベース）

- ・ 平成31年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から引下げ。
- ・ 軽自動車税の税率は、変更しない。

#### ○ 地方税財源の確保

1,320億円程度（平年度ベース）

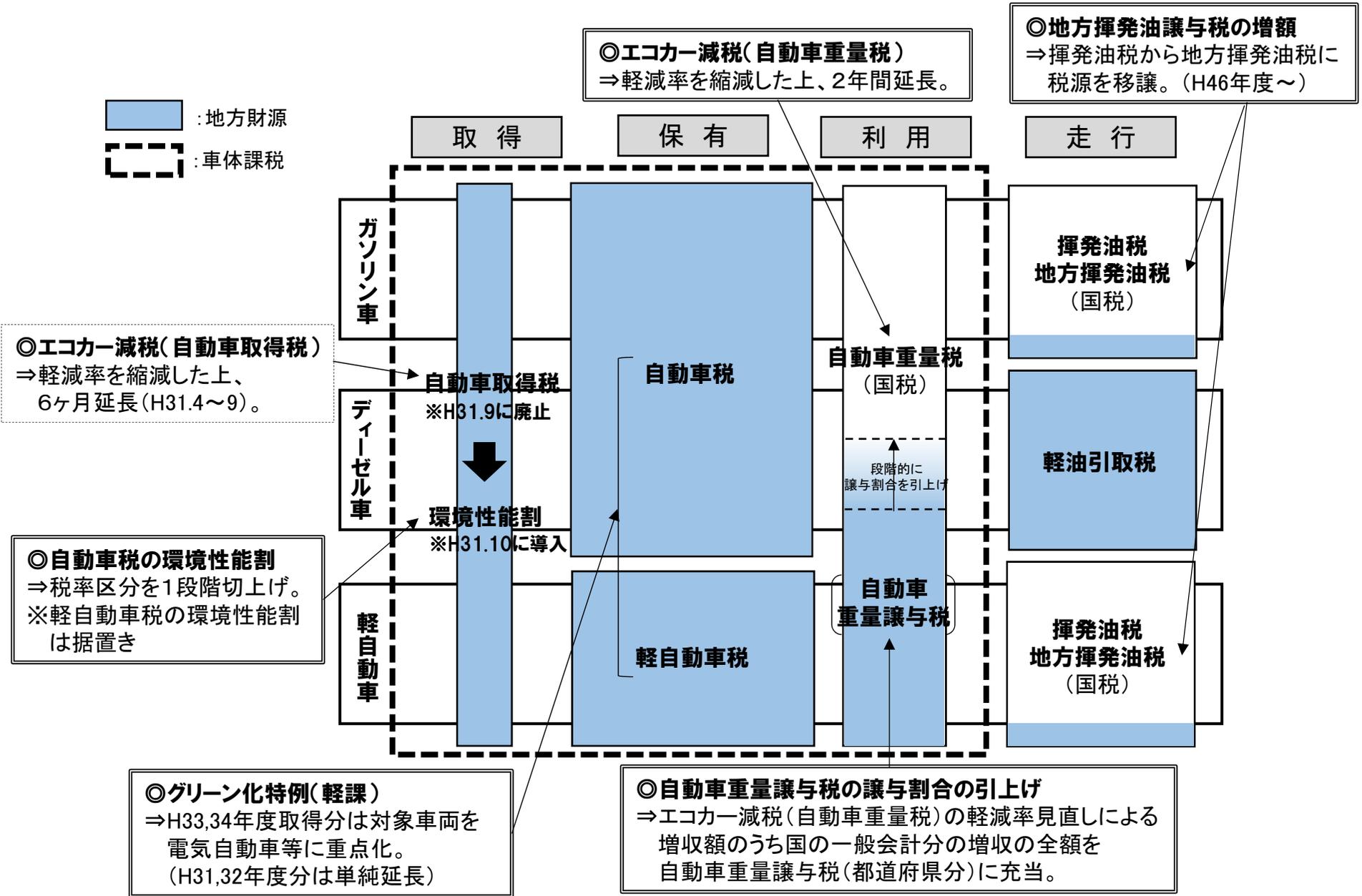
- ・ グリーン化特例・軽課（自動車税・軽自動車税）
  - ・ エコカー減税（自動車重量税・自動車取得税）
  - ・ 環境性能割（自動車税）
- 対象の重点化、  
基準の見直し 等
- ・ 都道府県自動車重量譲与税制度の創設（自動車重量税の譲与割合の引上げ）
  - ・ 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

### 環境性能割の臨時的軽減

500億円程度（平成31、32年度の合計）

- ① 消費税率引上げに伴う対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減する。（例：税率3%→税率2% 等）
- ② ①による地方税の減収については、地方特例交付金により、全額国費で補填する。

# 【H31改正】 自動車税の引下げに伴う地方税財源の確保



# 自動車取得税と環境性能割の概要

**自動車取得税（～平成31年9月）**

〔課税のタイミング〕

自動車の取得時  
(購入時)

〔税込規模〕 870億円 (③地財)  
 ※ 税込の95/100のうち、7/10を市区町村に交付  
 (更に政令市には国県道管理分として政令市特例分を交付)

〔税額の計算方法〕

自動車の  
取得価額

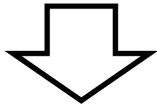
×

3%

(営業用自動車及び  
軽自動車は2%)

(計算例: 自家用の自動車)  
取得価額が150万円の場合  
150万 × 3% = 4万5千円

※ 燃費性能が良い自動車には、税率を軽減する特例措置である  
「エコカー減税」が講じられる。



※ **自動車取得税は消費税率10%引上げ時に廃止し、  
自動車税及び軽自動車税に環境性能割を導入。**

**環境性能割（自動車税・軽自動車税）（平成31年10月～）**

〔課税のタイミング〕

自動車の取得時  
(購入時)

○ 燃費基準値達成度については、技術開発の動向や  
地方財政への影響等を踏まえ、2年ごとに見直し。

〔税込規模〕 自動車税環境性能割 519億円 (③地財)  
 軽自動車税環境性能割 31億円 (③地財)  
 ※ 自動車税環境性能割の税込の95/100のうち、47/100を  
 市区町村に交付  
 (更に政令市には国県道管理分として政令市特例分を交付)

〔税額の計算方法〕

自動車の  
取得価額

×

〔税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定される仕組み〕

燃費基準値達成度等	税率(31改正案)		
	自家用		営業用
	登録車	軽自動車	
電気自動車等	非課税	非課税	非課税
平成32年度燃費基準+20%達成車	1%	非課税	非課税
平成32年度燃費基準+10%達成車			
平成32年度燃費基準達成車	2%	1%	0.5%
平成27年度燃費基準+10%達成車	3%	2%	1%
上記以外			2%

※上記に加え、一定の排出ガス性能を要求

### 3. 個人住民稅

# ふるさと納税制度の見直しについて

## 現行制度

- 地方団体への寄附は、全てふるさと納税の対象
- ・「寄附額－2,000円」(一定の上限あり)を、住民税及び所得税から軽減
- ・実質2,000円の負担で、納税先を選択可能

返礼品競争の過熱

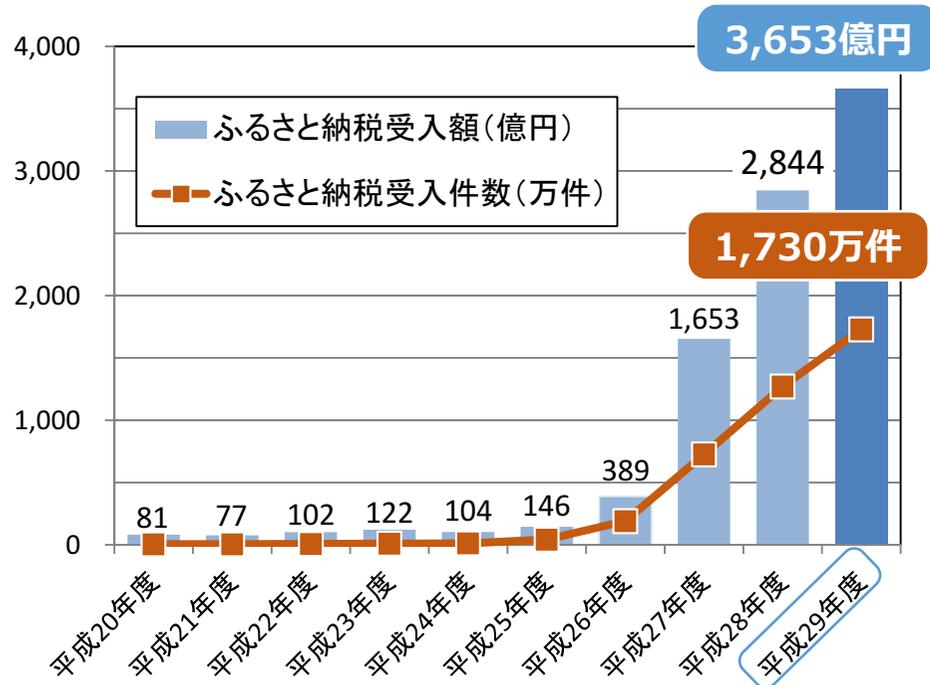
H29、H30の2度にわたる総務大臣通知において良識ある対応を要請

制度の健全な発展を図る必要

## 法律改正後（平成31年6月1日施行）

- ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定
- 指定を受けない地方団体への寄附金は、ふるさと納税の対象外

### ○受入額及び受入件数の推移（単位：億円、万件）



### ○総務大臣による指定の基準

- 基準① 募集適正実施基準
- 基準② 返礼割合3割以下基準
- 基準③ 地場産品基準

※各地方団体は、指定を受けている期間を通じて、各基準に適合した募集を行う必要  
⇒基準のいずれかに適合しなくなると認めるときには、指定を取消し

## 基準①

## 募集の適正な実施に係る基準

※以下のいずれにも該当すること

## ① 制度趣旨に沿った募集の方法

- 一 地方団体による第一号寄附金〔都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金〕の募集として次に掲げる取組を行わないこと。
  - イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に寄附者を紹介させる方法その他の不当な方法による募集
  - ロ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告
  - ハ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供
  - ニ 当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供

## ② 経費総額5割以下

- 二 各年度において第一号寄附金の募集に要した費用の額の合計額が、当該各年度において受領した第一号寄附金の額の合計額の100分の50に相当する金額以下であること。ただし、各年度において受領した第一号寄附金の額の合計額が少ないことその他のやむを得ない事情があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。

## ③ 他団体への多大な影響

- 三 平成30年11月1日から申出書を提出する日までの間に、ふるさと納税制度の趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような第一号寄附金の募集を行い、当該趣旨に沿った方法による第一号寄附金の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の第一号寄附金を受領した地方団体でないこと。

※以下のいずれかに該当すること

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
  - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

## 基準③

## 近隣市町村や都道府県との連携による地域の特産品の取扱い

< 原則 >  
単一の市町村域



< 発展型① >

[前ページ「八」の「イ」]

近隣の複数市町村が  
共通の返礼品等を取扱い



< 発展型② >

[前ページ「八」の「ロ」]

県が音頭を取って県内市町村  
と連携し、共通の返礼品等を取扱い



※図は県内の全ての市  
町村が連携した場合

< 発展型③ >

[前ページ「八」の「ハ」]

県が地域資源として相当程度認識  
されていると認定したものを、  
市町村がそれぞれ返礼品等として取り扱い



## 個人住民税における住宅ローン控除に係る対応

○ 今回の対策により延長された控除期間において、所得税額から控除しきれない額について、これまでと同じ控除限度額(以下参照)の範囲内で個人住民税額から控除する措置を講ずる。

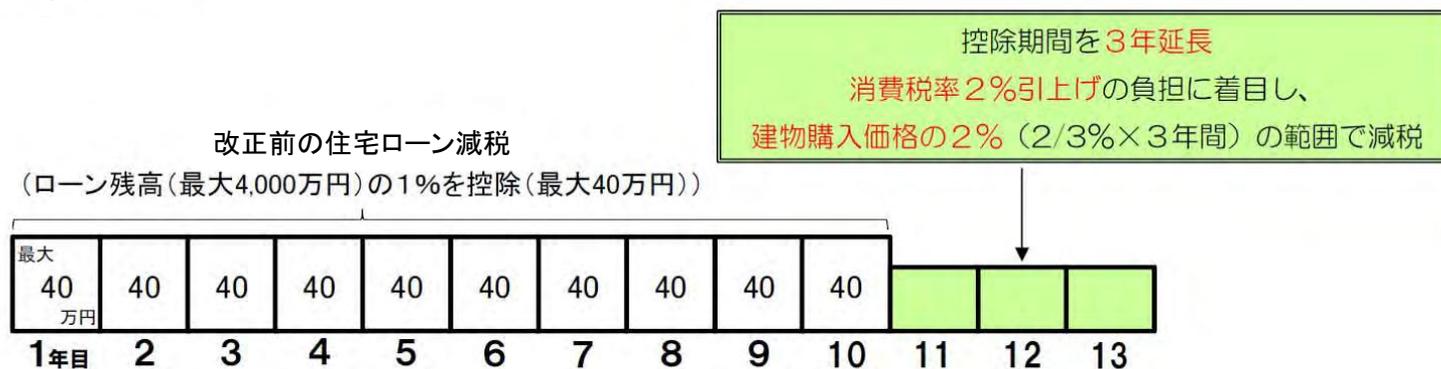
※ この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

### ＜個人住民税における住宅ローン控除＞

居住年	平成26年4月～平成33年12月	今回の対策 平成31年10月～平成32年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)	同左
控除期間	10年	<u>13年</u>

(注)平成26年4月～平成33年12月までの欄の金額は、住宅に係る消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額。

### ＜住宅ローン控除の拡充のイメージ＞



(注)認定住宅の場合、入居1～10年目は各年、ローン残高(最大5,000万円)の1%を控除(最大50万円)。

## 子どもの貧困に対応するための 個人住民税の非課税措置

平成33年度分以後の  
個人住民税について適用

- 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

### <改正前の個人住民税の非課税措置の範囲>

障害者、未成年者、寡婦又は寡夫

(前年の合計所得金額が135万円※)(給与収入204万円)を超える場合を除く) 等

※ 平成30年度税制改正における給与所得控除等から基礎控除への振替(10万円)に伴い、平成33年度分以後の個人住民税から非課税措置の合計所得金額要件が125万円から135万円となる。

### 対象の追加

児童扶養手当の支給を受けている児童(※1)の父又は母のうち、現に婚姻(※2)をしていない者  
又は配偶者(※2)の生死の明らかでない者

(前年の合計所得金額が135万円(給与収入204万円)を超える場合を除く)

※1 父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるもの。

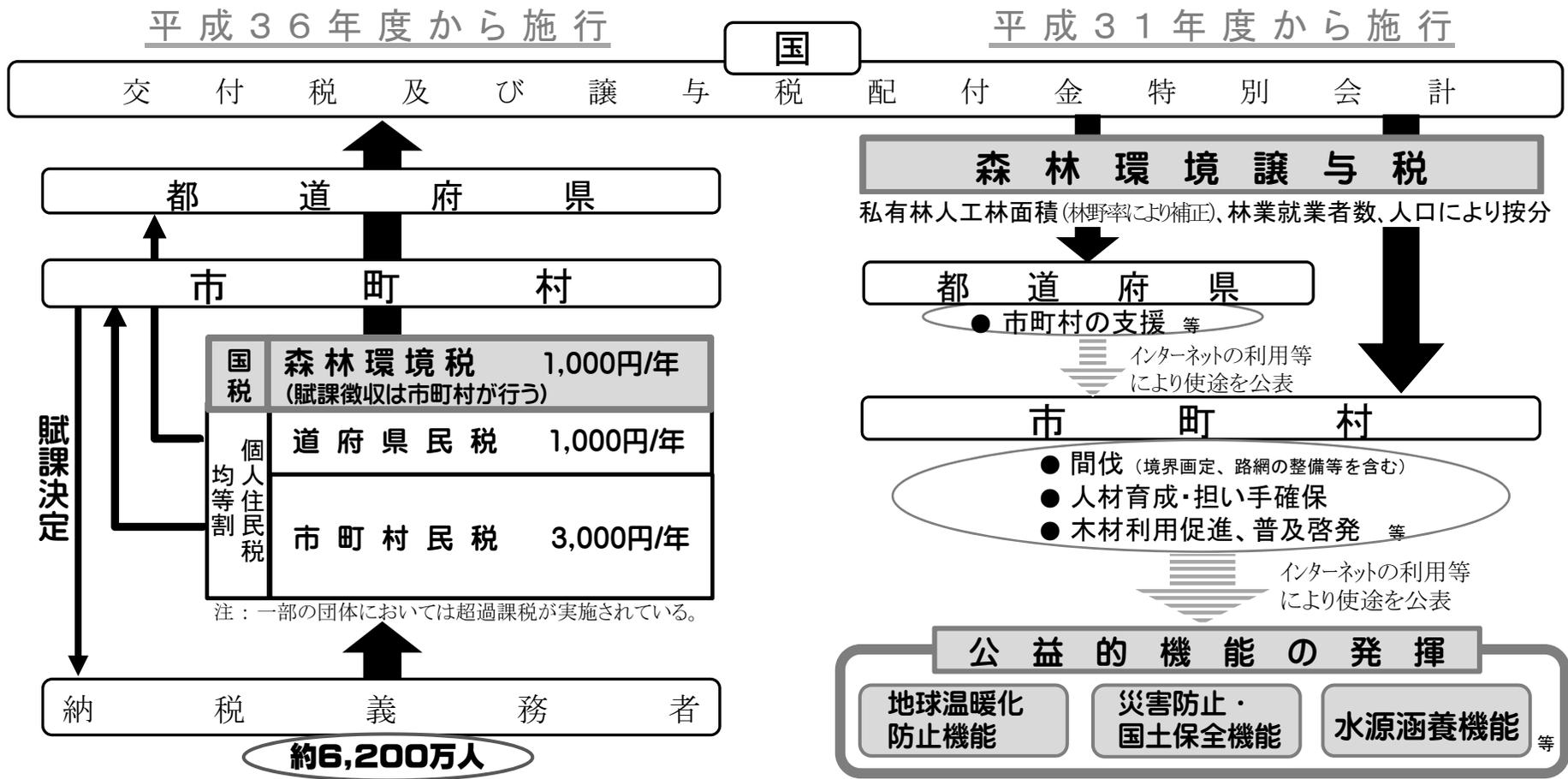
※2 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。

## 4. 森林環境税・譲与税

# 森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計

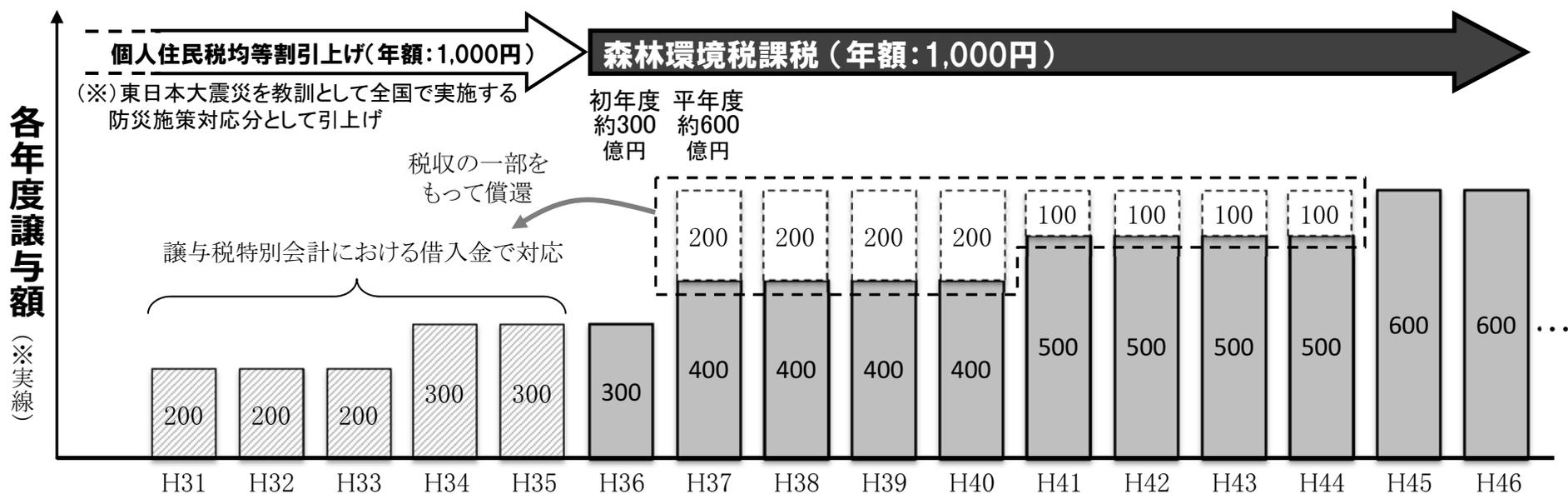
パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

## 【制度イメージ】



# 森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 平成35年度までの間は、暫定的に譲与税特別会計における借入れで対応し、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。  
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



市:県の割合	80 : 20				85 : 15				88 : 12				90 : 10	
(市町村分)	160	→	240	→	340	→	440	→	540	→				
(都道府県分)	40	→	60	→	60	→	60	→	60	→				

## 【譲与基準】

市町村分	50% : 私有林人工林面積	補正の方法
	20% : 林業就業者数	
都道府県分	30% : 人口	85%以上の市町村
	市町村と同じ基準	75%以上85%未満の市町村

(※以下のとおり林野率による補正)

## 森林環境譲与税の使途について

### 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」における使途の規定

- 市町村における使途(第34条第1項)
  - ・ 森林の整備に関する施策
  - ・ 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策
- 使途の公表(第34条第3項)
  - ・ インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない

### 【森林環境譲与税の使途に関する国会での議論(抜粋)】

- 各地方団体においては、使途の範囲内で、それぞれの地域の实情に応じて、森林整備及びその促進に関する事業等を幅広く、弾力的に実施していただけるものと考えています。
- 森林整備等の取組に必要な人件費については、森林環境譲与税を充てることが法律上可能ではあるが、既存の人件費の単なる振り替え等については、一般的には、森林環境税をご負担いただく国民のご理解を得にくいのではないかと考えている。
- 森林環境譲与税については、譲与された市町村の事業の実施体制が様々であることから、譲与された額を当該年度にすべて事業に充当できない場合も考えられる。  
この点、森林環境譲与税も、繰越や基金への積立ても可能であるが、各地方団体の議会での御議論や毎年度インターネットによる公表を義務づけることにより、適切な使途に用いられることが担保されるものと考えている。

## 参考事例集

## 間伐等の森林整備

## ○手入れ不足の人工林の解消

【奈良県天川村】

- ・ 手入れ不足の私有林の間伐に村が定額を助成。
- ・ 所有林への関心が薄かった小規模森林所有者の施業意欲が向上。



(事業実施後の森林)

## ○百年の森林創造事業【岡山県西粟倉村】

- ・ 村と森林所有者、森林組合が長期施業管理に関する契約を締結して森林整備を実施。
- ・ 町の主導で間伐を進めるとともに、間伐材を村内の薪ボイラー燃料温泉施設等へ供給。



〔「百年の森林構想」のモデル林〕

## 人材育成・担い手の確保

## ○担い手育成と間伐推進をセットで推進

【高知県佐川町】

- ・ 個人で管理できなくなった森林を町が管理。
- ・ 施業は、地域おこし協力隊任期満了者や永続的な森林経営を志す林業者に委託。



(研修会の様子)

## ○林業を志す人への研修【石川県金沢市】

- ・ 林業に従事する意欲のある方を対象に、年間40日程度、2年間の研修を実施。
- ・ 研修修了生の所有森林の手入れが進むとともに、請負による施業も推進



(雪起こしの実習)

## 木材利用・普及啓発

## ○友好都市で生産される木材を活用した公共建築物の整備

【東京都板橋区と栃木県日光市】

- ・ 区・市が「みどりと文化の交流協定」を締結。市内に「板橋の森」を設定し、小学生が交流。
- ・ 「木材使用と環境教育の覚書」も締結し、区立小中学校の改築において、日光市産のスギやヒノキを活用。



(学校の様子)

## ○都市と山村との交流

【東京都世田谷区と群馬県川場村】

- ・ 川上と川下の住民の連携による森林の保全・育成を進めるため、「友好の森事業に関する相互協力協定」を締結。
- ・ 区立小学校の全校5年生が2泊3日で、森林作業等を実施。



(友好の森事業のフィールドにおける活動)

## 5. 地方消費稅

## 消費税軽減税率制度等の広報・周知等について(平成31年3月1日付け総税都第21号)

### 1 消費税率(国・地方)の引上げに係る広報・周知について

#### (1) 内閣府(政府広報)への協力(広報誌等を利用した広報・周知)

⇒ 政府広報室が作成した広報素材(5月中をめどに各地方団体宛てにデータ提供予定)を活用していただきたい。

#### (2) 地方税共同機構が作成する啓発用ポスターの活用

⇒ 6月上旬をめどに各都道府県・政令市に対し計約2万枚を送付予定。

### 2 軽減税率制度に係る広報・周知等について

#### (1) 総務省が作成する事業者向けチラシの活用

⇒ 制度周知チラシ計430万枚(5月上旬に各都道府県・市区町村に送付予定)について、関係部局の窓口等への備え置きや住民及び事業者が参集する会議・イベント等での配布などを行っていただきたい。特に、個人事業主に対しては、個人事業税の納税通知書を発送する際に同封することなどにより、チラシを直接送付していただきたい。

#### (2) 各府省庁等が実施する軽減税率制度に係る広報・周知等への協力

##### ① 中小企業庁が実施する広報・周知等への協力

⇒ 商工担当部局等と連携し、レジ・システム補助事業(軽減税率対策補助金)、キャッシュレス・消費者還元事業などの事業者支援措置の広報・周知等を実施していただきたい。

##### ② 税務署等が開催する説明会等への協力

⇒ 税務署、商工担当部局、事業者団体等が開催する説明会等について、引き続き、開催周知や会場の調整等の協力をお願いしたい。

#### (3) 庁内関係部局等における事業者としての立場からの軽減税率制度への対応

⇒ 地方団体等においても事業者としての立場から区分経理やインボイスの発行、そのためのシステム整備などが必要となるため、十分な理解と所要の対応が確保されるよう、引き続き適切に情報の共有を行っていただきたい。

#### (4) 軽減税率制度等に係る職員研修会の開催について

⇒ 4月をめどに、軽減税率制度の概要、管内事業者へ広報・周知すべき内容、地方団体が事業者としての立場から必要な対応等について、関係職員の理解を深めるため、各都道府県において研修会を開催していただきたい。

### 3 その他

#### ① 「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」の広報・周知等について

#### ② 地方団体独自の広報・周知等の取組について

## 軽減税率制度に係る周知・広報の必要性

- 消費税率(国・地方)の円滑な引上げには、軽減税率制度の円滑な導入が不可欠であり、地方団体においては、課税主体として積極的な広報・周知が必要。  
(参考) 軽減税率制度の実施・運用に当たり混乱が生じないように、政府・与党が一体となって万全の準備を行うものとされている。(平成28年度税制改正法附則)

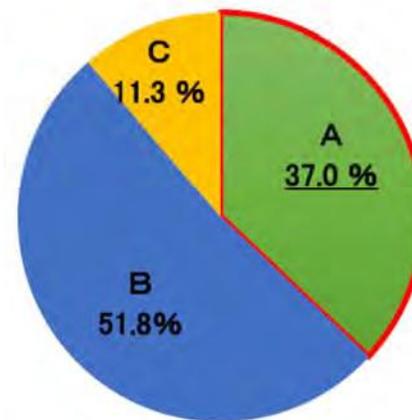
- 軽減税率制度は、対象品目の取扱い(販売)がなくても、仕入れや経費に対象品目が含まれば、区分経理等の対応が必要となるなど、全ての事業者に関係するもの。  
現在の事業者の準備状況は右のとおり。

- これまでの国の取組
  - 事業者・消費者に対する広報・周知  
(特に税務署経由・業界団体経由)
  - 事業者支援策の周知・実施  
(レジ補助など)
- 今後とも、事業者や消費者への周知等、とりわけ、
  - ・ どの団体にも属しない小規模事業者・個人事業主
 などに対しての働きかけを徹底する必要。  
⇒ 住民に身近な地方団体から、事業者等への働きかけが有効。

### 事業者の軽減税率制度の準備状況(30年9月現在)

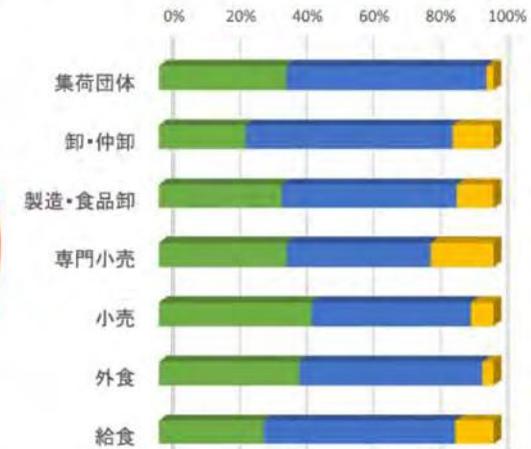
事業者の準備状況(全体)

n=3,020



事業者の準備状況(業種別)

n=3,020



A: 準備を始めている B: 具体的な準備を検討している C: 未定など

- 約37%の事業者が「準備を始めている」状況
- 約52%の事業者が「具体的な準備を検討している(※)」状況
- 約11%の事業者が「準備の予定が未定等」状況

(平成30年11月16日開催・第5回消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議資料より抜粋)

10月から  
消費税・  
地方消費税は

# 10%

事業者の皆さん、  
軽減税率制度の準備はお済みですか？

## 消費税・地方消費税についての 大切なお知らせです

### ご存じですか？「地方消費税」とその役割

私たちが一般に「消費税」と言っているのは、消費税（国税）と  
地方消費税（都道府県税）を合計したものです。

また、地方消費税収入の2分の1は、市町村に交付されています。

2019年10月から、消費税率（消費税率+地方消費税率）は、  
次のように上げられます。

現行	8%	消費税	6.3%	10月 から	10%	消費税	7.8%
		地方消費税	1.7%			地方消費税	2.2%

引上げ分は、  
ひとりひとりのために。

引上げ分の地方消費税収入は、  
全て、子育てや医療・介護など、  
地域における社会保障のために  
使われます。



### 引上げと同時に、軽減税率制度が実施されます

「酒類・外食を除く飲食料品」、「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」には、  
軽減税率(8%)が適用されます。軽減税率の対象となる飲食料品の範囲は以下のとおりです。

酒類

テイクアウト・  
宅配等

外食

飲食料品  
(食品等を除く。加工する食品)  
||  
人の飲用又は  
食用に供されるもの

ゲータリング等

有料老人ホーム  
等で行う  
飲食料品の提供

医薬品・  
医薬部外品等

軽減税率対象

標準税率対象

### 事業者の皆さん！

軽減税率制度は、対象品目の取扱い（販売）の無い  
事業者の方を含め全ての事業者の方に関係があります！

10月1日からは！

対象品目の売上げ・仕入れの  
両方がある課税事業者



売上げや仕入れについて、取引ごとの税率  
により区分経理を行うことや、区分記帳請  
求書等を交付する必要があります。



こちらで、消費税の仕  
入税額控除の適用を  
受けるためには、区分  
記帳請求書等及び帳  
簿の保存が必要です。

対象品目の売上げが無くても、  
対象品目の仕入れ（経費）がある課税事業者



仕入れ（経費）について、取引ごとの税率  
により区分経理を行う等の対応が必要とな  
ります。



免税事業者



課税事業者との取引に関しては、課税事業者が仕入税額控除を行う等の  
ため、区分記帳請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

- ・請求書や帳簿などの記載のルールが変わります。
  - ・軽減税率制度に対応したレジの導入等に対する支援があります。
- 詳細は裏面をご覧ください。

## 新しい記載ルールに則った帳簿・請求書等の記載が必要です

### 区分記載請求書等保存方式(※)

2019年10月1日以降、帳簿や請求書には、これまでの記載事項に加え、帳簿には「軽減税率の対象品目である旨」の、請求書等には「軽減税率の対象品目である旨」及び「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載が必要になります。

※2023年10月1日以後は、「請求書等保存方式」(いわゆるインボイス制度)が導入され、区分記載請求書等の保存に代えて、請求書等保存方式が導入後継続適用の要件となります。なお、請求書等は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者(請求書等発行事業者)が発行されます。

例えば帳簿については次のような記載が必要です。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る商品又は役務の内容(軽減税率の対象品目である旨(※))
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳(仕入)				
××年 月 日	摘要	税 区 分	借 方 (円)	
11 30	△△商事社	11月分 日用品	10%	88,000
11 30	△△商事社	11月分 高料品	8%	43,200
	②	③		④

※上記の例では、「税区分」欄に0%と記載することにより、「軽減税率の対象品目である旨」を記載しています。

## 軽減税率対応には、国の支援があります

まずはチェック！

- 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- 2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、12月16日までに補助金を申請する。

### 「軽減税率対応レジ」の導入等支援の概要

- 対象者** 軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等
- 補助率** 原則 3/4 (3万円未満のレジ購入の場合、4/5補助)
- 補助上限** 1台あたり20万円(※)、券売機1台あたり20万円  
※商品マスタの登録費が安楽な場合はソフト20万円以上40万円
- 完了期限** 2019年9月30日まで



## 消費税の円滑かつ適正な転嫁について、ご存じですか？

消費税は、転嫁を通じて最終的には消費者が負担することを予定している税です。消費税の円滑かつ適正な転嫁にご理解とご協力をお願いします。なお、政府において事業者の皆さんに値付けなどの参考にしていただけるよう、「消費税の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」を公表しています。

転嫁対策の概要や  
ガイドラインのURLは → <https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

より詳しく知りたい方は…

### 軽減税率制度に 関するご相談は

消費税軽減税率電話相談センター  
**0570-030-456**

※課税かつ軽減率の両方で。  
受付時間：9時～17時(土日祝除く)

国税庁 軽減税率

軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください

### レジ補助金に 関するご相談は

軽減税率対策補助金事務局  
**0120-398-111**

※独立行政法人中小企業基盤整備機構の設置による。  
受付時間：9時～17時(土日祝除く)

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金については「軽減税率対策補助金事務局」のホームページをご覧ください

### 転嫁、広告・宣伝、 価格表示、 使客値上げ等 に関するご相談は

消費税価格転嫁等  
総合相談センター  
**0570-200-123**

※戸別訪問や個別相談等を行う際のみの受付となります。

受付時間  
9時～17時(土日祝除く)

総務省・都道府県・市区町村

## 6. 地方税の電子化

## 地方税共通納税システムの導入

- 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが、もともと高い。
- eLTAXによる電子申告は、平成16年度の運用開始後、平成25年には全団体が利用することとなった。  
平成31年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となることから、法人の事務負担は大きく軽減される見込み。

※ 当面の対象税目：法人事業税・住民税、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）、事業所税

### 概要

#### <企業による納税>

##### ■ 地方法人二税等

申告件数：約427万件（法人市町村民税の場合）

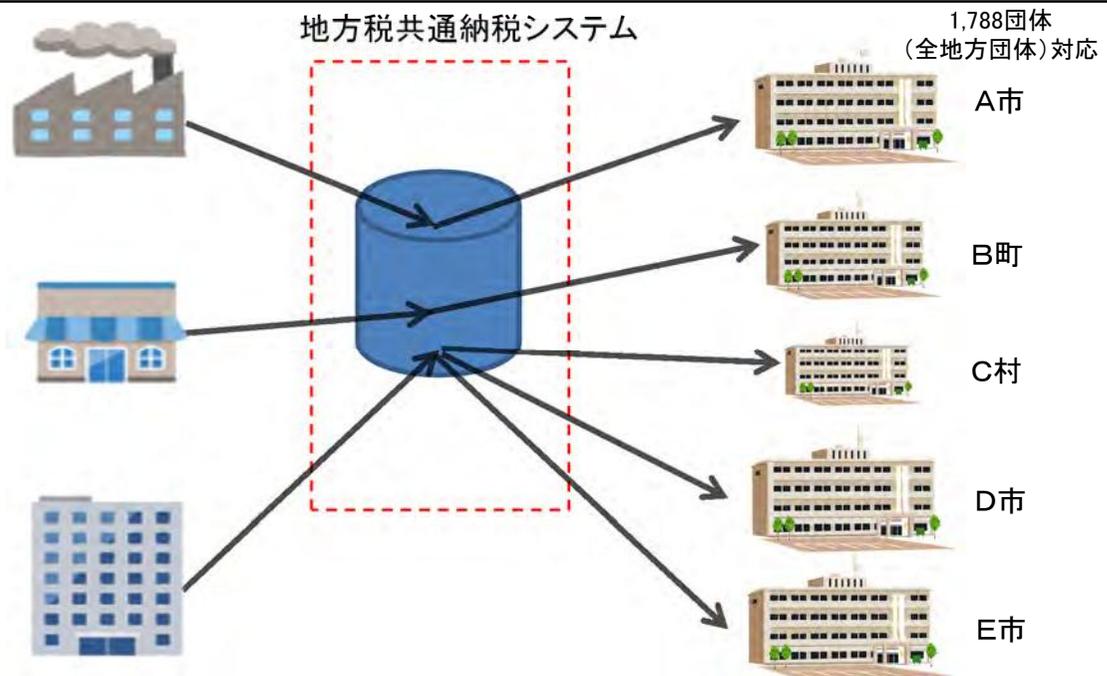
##### ■ 個人住民税（給与所得に係る特別徴収）

納税義務者数：約4,063万人

※支払回数：年12回

##### ■ 事業所税

申告件数：約12万件

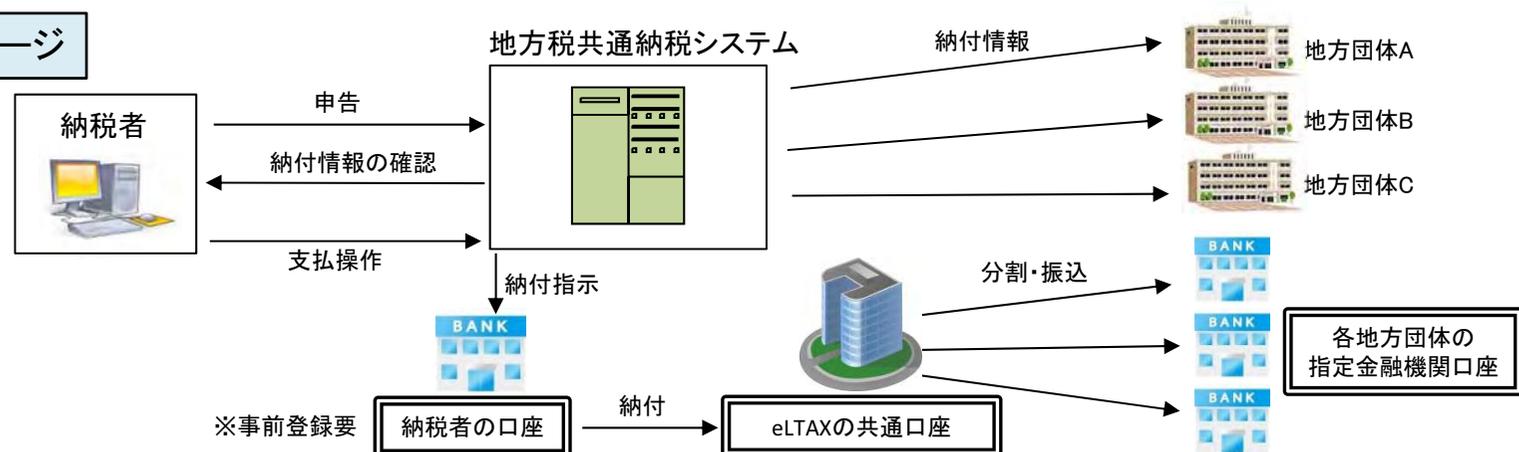


## 地方税共通納税システムにおける主な導入メリット

### 主な導入メリット

納税者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 対象税目について、平成31年10月から、すべての地方団体に対して電子納税可能に。</li> <li>• 複数の地方団体への多数の納付についても、その合計金額をeLTAX共通口座に1回送金するのみで納付が可能に。</li> <li>• ダイレクト納付※についても、対応。(インターネットバンキングにおける振込権限を税理士等に任せることについて、躊躇しがちな法人の利用拡大に繋がると期待)</li> <li>• ダイレクト納付・インターネットバンキングによる振込のいずれにおいても、自社の取引金融機関口座(納付先地方団体の収納代理金融機関等に限らない)から直接納付が可能</li> </ul> <p>※ ダイレクト納付とは、納税者が予め金融機関口座を登録した上で、eLTAX上での電子申告等に基づく納付情報を用いて、登録口座からの振替による電子納税ができる方式</p>
地方団体及び指定金融機関・収納代理金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 窓口来訪者の減少による、窓口業務の負担軽減。</li> <li>• 領収済通知書のパンチ入力作業の減少。</li> <li>• 1件あたりの収納手数料は納付先団体数に関わらず定額であるため、地方団体が負担する手数料負担は減少。</li> <li>• 納付書の印刷費・封入作業・郵送費の減少。</li> </ul>

### ダイレクト納付のイメージ



## eLTAXの安全かつ安定的な運営のための措置

平成30年度改正

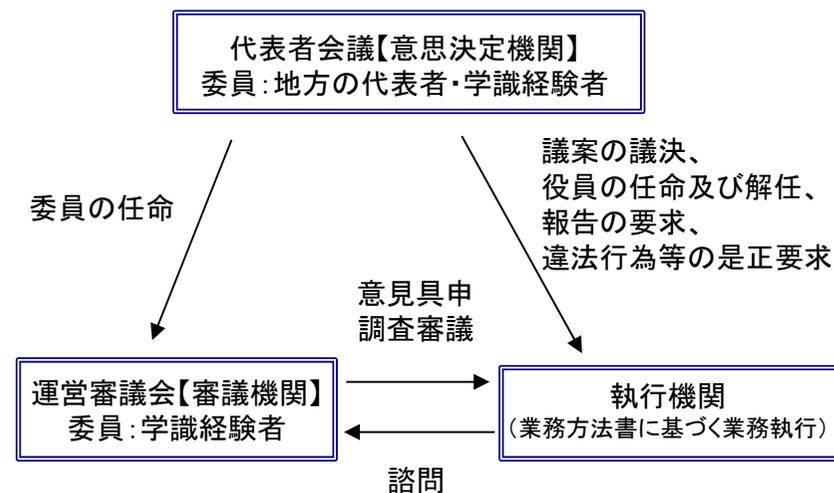
○ eLTAX(地方税のポータルシステム)が安全かつ安定的に運営されるよう、eLTAXの運営主体について、以下のとおり措置。

1. eLTAXの運営主体について、地方税法に基づきすべての地方団体が共同して運営する組織(地方共同法人)として、平成31年4月1日に地方税共同機構が設立(地方税法第761条)。
2. 意思決定機関である代表者会議は、知事会、市長会、町村会が任命する地方代表者3名及び学識経験者3名で構成され、地方税共同機構の予算及び事業計画は大臣への事後的な届出が必要(同法第792条第2項)。
3. eLTAXの適正な運営のために必要な総務大臣による報告・立入検査、違法行為等の是正要求、命令を規定(同法第796条～第798条)。
4. eLTAXの運営主体の役職員に対し、秘密保持義務を規定(同法第788条)。

### 地方税共同機構の業務

1. eLTAXの管理・運営
2. 自動車保有関係手続ワンストップ(OSS)の管理・運営
3. 地方税務行政に対する支援
  - ・ 地方税に関する広報
  - ・ 地方団体職員向け税務研修
  - ・ 地方税に関する調査研究

### 組織概要



## 平成31年度税制改正(大法人の電子申告の義務化に伴う所要の措置)

### 【平成30年度改正の内容】

- 資本金1億円超の大法人等について、法人住民税、法人事業税及び地方消費税の納税申告書(確定申告書、中間申告書及び修正申告書をいう。)の電子申告を義務化。  
※ 電子的に提出を行わなければならない範囲には、申告書の添付書類も含む。
- 災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の書面による申告書を承認する措置及び提出方法の拡充については、国税における措置等を踏まえ、検討。

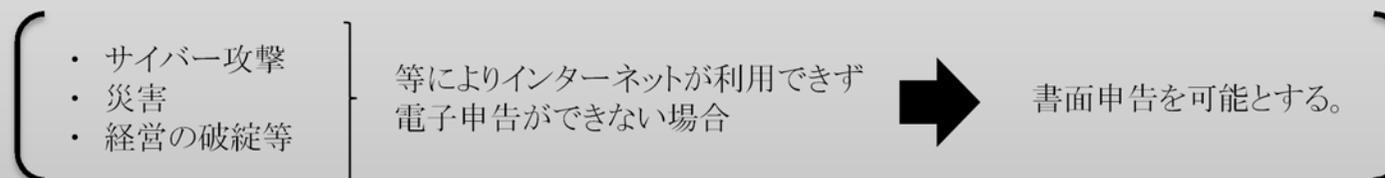
### 【地方税における平成31年度改正の対応】

#### 書面による申告書を承認する措置について

- 国税と同様、納税申告書を電子的に提出することが困難と認められる一定の事由があるときは、地方団体の長の承認に基づき、電子的な提出に代えて、書面による申告書の提出を可能とする。

(国税において、電子申告が困難と認められ、書面による申告書提出が承認された法人等については、上記の地方団体の長の承認は不要。)

#### 【電子的提出が困難と認められる一定の事由がある場合の具体例】



- 上記に加え、法人の事務負担軽減の観点から、eLTAX障害時は、総務大臣の告示により、全国統一で書面による申告書の提出を可能とする。

#### 提出方法の拡充について

- 国税と同様、法人住民税及び法人事業税の電子申告の添付書類の光ディスク等による提出を可能とする。

## 平成31年度税制改正(eLTAX障害発生時の申告等に係る期限延長)

### 【現状】

- eLTAXは、既に全ての都道府県・市区町村が接続。
- eLTAXを使用して電子申告する法人は、中小企業も含め、年々増加。
- 平成30年度税制改正により措置された、大法人の電子申告義務化や、給与支払報告書等のeLTAX等による提出義務基準引下げにより、eLTAXの更なる利用が見込まれる。

### 【課題】

- 申告期限の直前にeLTAXに障害が発生し、現行制度の下で各々の地方団体が個別に申告期限を延長した場合、納税者にとっては、各地方団体の延長後の期限の確認や、当該期限に合わせた申告書の提出など、過度な事務負担が生じるおそれ。

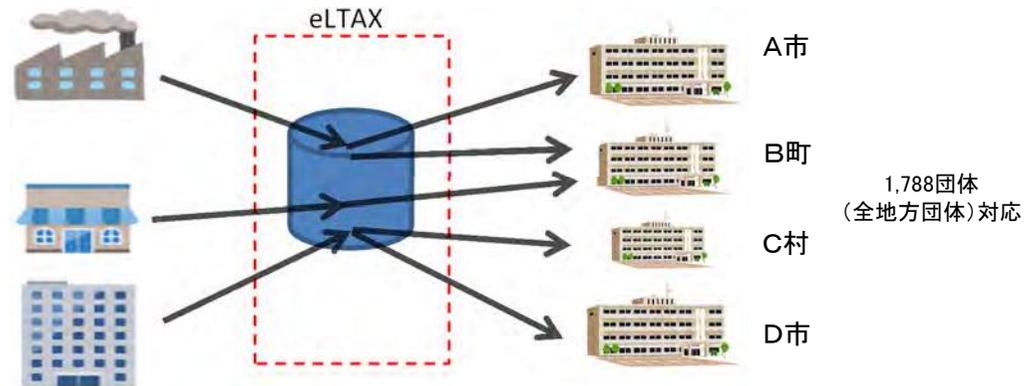
#### <電子申告・提出の主な例>

##### ■ 法人事業税

eLTAX申告件数:約270万件  
(予定、中間、確定申告)

##### ■ 個人住民税(給与支払報告書)

eLTAX提出件数:約3,500万件



### 【現行】

地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、期限までに申告等を行うことができないと認めるときは、期限を延長

eLTAXに障害が発生した場合、迅速かつ全国統一の対応が必要



### 【見直し(追加)】

総務大臣は、eLTAXの障害により、多くの納税者が期限までに申告等を行うことができないと認めるときは、告示を行うことにより、期限を延長

(施行日:平成31年4月1日)

## 地方税における納税環境整備の取組状況

情報通信技術の進展等を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減、地方団体の課税事務の効率化等、ひいては適正かつ公平な課税の実現を図るため、地方税の電子化を進め、納税環境を整備していく。

### eLTAX等を活用した「全国統一的な対応」の充実

- 複数団体にわたって経済活動を行う者(法人)は、複数に申告・納税を行う必要から全国共通の電子インフラであるeLTAX等を活用し、全国統一的な対応・取扱いを充実させていくことが一層求められる。
- 平成22年からeLTAXにおいて、全ての地方団体が接続。eLTAXを安定かつ安全に運営するための措置(地方税共同機構の設立等)を講じつつ、平成31年10月からは統一的なシステムとして、「地方税共通納税システム」が導入され、稼働予定。
- 自動車(登録車)保有関係手続のワンストップサービス(OSS)は、平成31年度中に44団体が稼働となり、全ての都道府県での稼働に向けて引き続き取り組む。

### 法人の申告・納税の事務負担を軽減・効率化

- 従来から可能であった電子申告に加え、「地方税共通納税システム」によって、電子納税を可能とし、申告・納税の事務を一括してオンライン化することで、法人(納税義務者、特別徴収義務者)の税務事務負担を、大幅に軽減・効率化。
- 平成31年10月の地方税共通納税システムの導入をきっかけに、地方法人二税の電子申告率(平成29年度65.8%)の更なる向上を見込む。
- 固定資産税(償却資産)について、eLTAXにおける複数市町村への一括申告の拡大、納税者がエラーチェックしやすくなる機能強化等の改善を図るなど、納税者の利便性の向上を進め、電子申告しやすい環境整備に取り組む。

### ICTによる収納手段の多様化

- コンビニ納税(平成15年度改正)やクレジットカード納付(平成18年度改正)などの制度改正により、個人向け税目の収納手段の多様化が図られており、納税者の利便性は格段に向上。
- 個人向け税目については、ICTによる収納手段の多様化によって、個人が様々な方法で納税できる環境を構築することが重要。
- スマートフォンやタブレット型端末の普及など、個人を取り巻くICT環境は大きく変化している。こうした変化に対応し、また、これらの機器を活用していくことが見込まれ、更なる収納手段の多様化を推進。

### 国税・地方税間の情報連携の更なる推進

- 地方団体及び国税当局間においては、所得税申告書等や報酬、配当等の法定調書、所得税の源泉徴収義務者に関する法人情報について、eLTAXを通じて国税当局から地方団体に送信されており、これらの課税資料を活用することにより、課税の適正化に資する。
- 市区町村から国税当局に送信される扶養是正情報等のデータ送信は、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化を図る観点から一層の取組強化。
- 情報連携について、共通入力事務の重複排除や法人納税者の開業・異動時に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化等、更なる取組を推進。

## 地方税の電子化の更なる取組

- 納税者の利便性向上、地方団体における課税の適正化・税務行政の効率化に資するものであることから、以下の取組について推進。

### 地方税共通納税システムの導入(平成31年10月～)

- 10月からの円滑な稼働に向け、地方団体の基幹税務システムの改修等
- 法人の事務負担が大幅に軽減されることから、法人及び税理士会等への同システムの積極的な周知と利用の促進

### 地方税・国税間の情報連携等

- 扶養是正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信  
※ 国税庁へのデータ送信を行っている団体数:690団体(約40%)
- 市区町村で受理した所得税確定申告書の情報の国税庁への引継  
※ 国税庁へのデータ引継を利用した団体数:623団体(約36%)
- 給与所得に係る特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)の電子的送付  
※ 電子的送付が可能となった団体数:658 団体(約38%)

### 地方法人二税の電子申告

- 大法人について、平成32年4月1日以後開始する事業年度の申告から電子申告が義務化されること、中小法人についても、電子申告率70%という目標設定を踏まえ、国税庁と連携しつつ、法人及び税理士会等への積極的な周知と利用の促進

# 7. その他

- ・ 企業版ふるさと納税
- ・ ゴルフ場利用税
- ・ 書式・様式の統一

## 企業版ふるさと納税の活用（地方創生応援税制）

### ○ 地方公共団体と企業がWIN-WIN の関係を構築

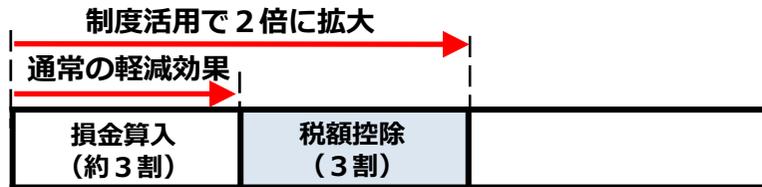
[企業にとってのメリット]

- ・ 地域への寄附を通じ、社会貢献に取り組む企業としてのPR効果
- ・ パートナーシップが生まれた地方公共団体の地域資源を活用した、新たな事業展開 など

[税制措置]

- ・ プロジェクトに寄附をした企業には、通常の2倍の税負担軽減（法人住民税等の税額控除）

例) 100万円寄附すると、法人関係税において約60万円の税が軽減



[寄附実績]

- 平成28年度  
寄附件数：517件、寄附額：7.5億円
- 平成29年度  
寄附件数：1,254件、寄附額：23.6億円
- 平成30年度  
寄附件数：1,771件、寄附額：30.6億円

[寄附を活用した地方創生プロジェクトの例]

- ・ 地域産業を支える人材の育成のため、企業と連携して地元高校に工業系学科を新設（岡山県玉野市）
- ・ 地元Jリーグチームのホームスタジアムを、スポンサー企業の寄附を活用して改修し、市の魅力向上（佐賀県鳥栖市）

### ○ 企業版ふるさと納税の活用のカギは、知事・市町村長のリーダーシップ

- ・ 企業の賛同を得るには、プロジェクトの趣旨を知事、市町村長が自ら説明するトップセールス等が重要

[企業版ふるさと納税の活用の流れ]

- ① 都道府県・市町村が、総合戦略に位置付けられていて、かつ、地方創生を推進する上で効果の高い事業について、「地域再生計画」を策定
- ② 都道府県・市町村が内閣府に申請し、内閣府が認定
- ③ 企業が、その事業に対し、寄附
- ④ 企業が行った寄附について、法人住民税等の税額控除

(留意点)

- ・ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外となります。
- ・ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外となります。
- ・ 寄附企業への経済的な見返りは禁止されています。

## 企業版ふるさと納税に係る地方創生担当大臣表彰の事例

内閣官房資料より

### 北海道夕張市 「コンパクトシティの推進加速化と地域資源エネルギー調査」(2016～2019)

○ 主要幹線の中心にある地区に児童館、図書館等の多機能を備えた複合型拠点施設の整備等を実施。

◎ 寄附企業：**株**ニトリホールディングス(4年間で計5億円の寄附を予定)

複合施設外観イメージ



### 秋田県 「世界遺産白神山地の保全を通じて「高質な田舎」を実現するプロジェクト」(2016～2019)

○ 世界遺産白神山地における自然体験ツアーの開催や白神ガイドの育成・登山道の改修等を実施。

◎ 代表的な寄附企業：**株**アルビオン

子どもたち向け  
自然体験ツアーの様子



### 岐阜県 「航空宇宙産業を支えるまち・ひと・しごと創生計画」(2016～2019)

#### 岐阜県各務原市 「博物館を核とした航空宇宙産業都市魅力向上事業」(2016～2019)

○ 航空宇宙産業人材の育成・確保を図るため、航空宇宙科学博物館の魅力向上・機能強化等を実施。

<岐阜県> 博物館における宇宙教育プログラムの新規開発

<岐阜県各務原市> 博物館の改築や企画展の開催

◎ 代表的な寄附企業：川崎重工業**株**、APCエアロスペシャルティ**株**



航空エリア(実機展示場)

### 岡山県玉野市 「たまの版地方創生人財育成プロジェクト」(2017～2019)

○ 地域の産業人材を育成するため、市立玉野商業高等学校において工業系学科の新設等を実施。

◎ 代表的な寄附企業：**株**三井E&Sホールディングス(2017年に6,500万円を寄附)

株三井E&Sホールディングスの研修施設を活用した授業



※ 赤字は、2018年度企業版ふるさと納税に関する地方創生担当大臣表彰の受賞団体。

## 企業版ふるさと納税に係る運用改善について(平成31年度税制改正)

内閣官房資料より

<p>1. 地方創生関係交付金と併用する地方公共団体へのインセンティブ付与</p>	<p>①地方創生関係交付金の対象事業に企業版ふるさと納税を活用した寄附を充当することを可能とする。 ②地方創生推進交付金の対象事業に200万円以上又は事業費の1割以上の企業版ふるさと納税を活用した寄附を充当する場合には、横展開タイプの事業期間(3年間)を先駆タイプと同様に5年間まで認める。</p>
<p>2. 基金への積立要件の緩和</p>	<p>①複数の事業の実施を目的とする基金の設置を可能とする。 ②基金事業の執行計画等に基づき、事業の終了時に寄附の累計額が事業への支出の累計額を上回らないことが確実に見込まれることを前提として、各年度における寄附額上限(積立額の5割)を撤廃する。</p>
<p>3. 寄附払込時期の弾力化</p>	<p>寄附額が事業費を上回らないことが確実に見込まれる場合には、事業費確定前の寄附の受領を認める。</p>
<p>4. 地域再生計画の認定に係る事務手続の簡素化</p>	<p>記載事項の削減、審査事項の明確化及び回答時期の明示等、事務手続の簡素化・迅速化を図る。</p>
<p>5. 申請時における寄附企業確保の要件の廃止</p>	<p>申請時における寄附企業確保の要件について、申請時点において寄附を行う法人の具体的な見込みが「立っていることが望ましい」こととする。</p>
<p>6. 経済的利益の供与に当たらない具体例の明確化</p>	<p>要件が過度に厳格に解釈されることがないように、一般的に経済的利益の供与に該当しないと考えられる例を明記する。</p>
<p>7. 地域再生計画の作成支援等</p>	<p>①チェックリストの作成、記載例の見直し等を行う。 ②特別の事情がある場合には、認定時期に関する個別相談を受け付ける。 ③既存の住民サービスとして行ってきた事業の取扱いを明記する。</p>

# ゴルフ場利用税を巡る議論の状況

## ○ 文部科学部会からの廃止要望 ※ 平成25年度改正～31年度改正まで、7年連続

- ・ ゴルフは、オリンピックの正式競技。また、もはや金持ちのスポーツではない。スポーツに課税すること自体間違っており、ゴルフ場利用税は廃止すべき
- 「ゴルフ場利用税」の廃止を求める決議  
 平成30年11月29日 超党派ゴルフ議員連盟(名誉会長:麻生太郎 会長:衛藤征士郎)  
 平成30年11月30日 自民党ゴルフ振興議員連盟(会長:衛藤征士郎) 他

## ○ 現行制度の堅持に関する地方団体等の意見

・ 税収の7割は市町村への交付金。財源に乏しい過疎地域等の市町村にとって極めて貴重な財源 ……

市町村への交付金額 **315億円**(平成29年度決算)  
 (過疎市町村では税収の1～2割相当の団体も多い)

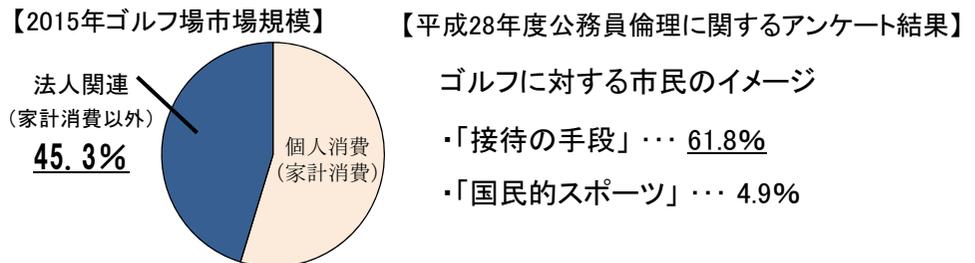
・ 地方団体は、アクセス道路の整備や災害対策など、ゴルフ場関連の様々な行政サービスを提供 ……



・ ゴルファーの多くは、域外からの来訪者。行政サービスのコストを負担いただく仕組みは合理的 ……

東京都のゴルファーの9割以上が他県のゴルフ場を利用  
 ※愛知県5割以上、大阪府6割以上

・ ゴルフ場の売上の多くは企業の接待など法人関連。国民のイメージも「接待の手段」が多数 ……



## ○ 平成31年度税制改正大綱(平成30年12月14日自由民主党・公明党)(抄)

第三 検討事項  
 10 ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。

※ 平成30年度税制改正大綱に同じ

## 書式・様式の統一

平成31年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について（平成31年1月24日 自治税務局事務連絡）

地方団体における手続上の書式・様式に関し、特に、経済活動に影響するものであって、一事業者が複数地方団体との間で申請等の手続を行うもの等については、事業者の負担を踏まえた改善方策が検討され、「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）（以下「平成30年実施計画」という。）において、事業者の負担を軽減するための方策が示されていること。

特に、財産調査で用いる給与等照会様式については、平成30年実施計画を踏まえ、全国地方税務協議会において統一様式が取りまとめられたところであり、「地方税の滞納処分に関する給与等の支給状況の照会に用いる様式について」（平成31年1月24日付け自治税務局企画課事務連絡）を参照の上、当該統一様式を使用していきたいこと。

また、財産調査で用いる金融機関照会様式についても、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、平成27年度に全国地方税務協議会においてとりまとめた標準様式を使用していきたいこと。（以下、略）

- 規制改革実施計画において、地方税に係る財産調査において用いる「保険契約照会様式」及び「給与等照会様式」の統一化について指摘。
- 全国地方税務協議会（都道府県及び指定都市が会員団体）において、「保険契約照会様式」は平成27年度に、「給与等照会様式」は平成30年度に統一様式が取りまとめられた。

 今後の調査に当たっては、統一様式を使用していきたい。

【参考】「規制改革実施計画」（平成30年6月15日）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
9	保険契約照会様式	a 保険契約照会（地方税法第68条第6項等によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条）については、規制改革実施計画（平成26年6月閣議決定）に基づき、平成27年度に地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に検討を要請し作成された標準書式「契約内容の照会について（生命保険・共済用）」を使用するよう、地方自治体に助言するとともに、平成30年度中に地方自治体における普及状況の把握を行う。 b 地方自治体において当該書式の使用が進まない場合は、地方自治体及び生命保険協会等における実態把握及び意見聴取を踏まえ、促進策を検討する。	a:平成30年度措置 b:標準書式が普及しない場合に平成30年度以降検討	総務省
10	給与等照会様式	給与等照会（地方税法第68条第6項等によりその例によるものとされる国税徴収法第141条）については、地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に対し、平成30年度中に地方自治体に助言できるよう、事業者の意見を聴取しながら標準的な書式をとりまとめることを要請し、取りまとめが行われ次第速やかに地方自治体に助言する。当該書式については、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成30年度措置	総務省

## 8. 参考

- ・ 平成31年度地方税制改正の概要
- ・ 計数関係

# 平成 31 年度地方税制改正について

## 1 地方法人課税における新たな偏在是正措置

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設する。

### ◎ 特別法人事業税の創設

消費税率 10% 段階において復元される法人事業税（所得割・収入割）の一部（法人事業税の約 3 割）を分離し、特別法人事業税（国税）とする。

課税標準：法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）

主な税率区分：

主な税率区分	法人事業税（所得割・収入割）		特別法人事業税
	（復元後）	（改正後）	（創設）
資本金 1 億円超の普通法人	3. 6 %	⇒ 1 %	税額の 2 6 0 %
資本金 1 億円以下の普通法人等	9. 6 %	⇒ 7 %	税額の 3 7 %
収入金額課税対象法人	1. 3 %	⇒ 1 %	税額の 3 0 %

賦課徴収：都道府県（法人事業税と併せて実施）

国への払込み：税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

適用期日：平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用

### ◎ 特別法人事業譲与税の創設

譲与額：特別法人事業税の税収（全額）を都道府県に譲与

譲与基準等：「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限の仕組み（※）を設ける

譲与開始時期：平成 32 年度

※ 当初算出額 25% を保障し、残余 75% を譲与しない（財源超過額を上限）。

### ◎ その他

○ 都道府県の財政運営に支障が生じないように、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講ずる。

○ 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。

※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

## 2 車体課税の大幅見直し

消費税率 10%への引上げにあわせ、保有課税を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保する。

加えて、消費税率引上げに伴う対応として、環境性能割（自動車税・軽自動車税）の税率を1%分軽減する。（平成31年10月1日～平成32年9月30日の間の措置）

### 保有課税の恒久減税

#### ◎ 自動車税の税率引下げ（恒久減税）

平成31年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率を引き下げる。

税率区分	～1,000cc 以下	1,000cc 超 1,500cc 以下	1,500cc 超 2,000cc 以下	2,000cc 超 2,500cc 以下	2,500cc 超～
引下げ幅	▲4,500 円	▲4,000 円	▲3,500 円	▲1,500 円	▲1,000 円

#### ◎ 地方税財源の確保等

##### （1）環境性能割の税率の適用区分の見直し

○ 環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車（登録車）に係る環境性能割の税率の適用区分を見直す。

##### （2）グリーン化特例（軽課）の大幅見直し

○ 環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。

○ 消費税率引上げに配慮し、現行制度を2年間延長した上で、平成33年4月1日以後に初回新規登録等を受けた自家用乗用車から適用する。

##### （3）エコカー減税（自動車取得税・自動車重量税）の軽減割合等の見直し

○ 環境インセンティブを強化するため、乗用車（登録車及び軽自動車）及びトラック・バスに係るエコカー減税の軽減割合等を見直す。

※平成31年4月1日～9月30日の間の措置

##### （4）都道府県自動車重量譲与税制度の創設（自動車重量税の譲与割合の引上げ）

○ 自動車重量税の譲与割合を段階的に引き上げることで国税から地方税への税源移譲を行い、都道府県自動車重量譲与税制度を創設する。

##### （5）揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

○ （1）～（4）の措置を講じてもなお不足する地方税財源を確保するため、平成46年度から揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、地方揮発油譲与税（都道府県分）を増額する。

## (6) その他

- 平成 31 年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。[改正前：65% → 平成 31～33 年度：47% → 平成 34 年度以降：43%]

### 需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

消費税率引上げに伴う対応として、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を 1% 分軽減する。

これによる地方税の減収は、全額国費で補てんする。

〔登録車〕	税率	臨時的軽減	〔軽自動車〕	税率	臨時的軽減
	非課税	非課税		非課税	非課税
	1.0%	非課税		1.0%	非課税
	2.0%	1.0%		2.0%	1.0%
	3.0%	2.0%			

## 3 個人住民税

### ◎ ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度について、以下のとおり見直しを行う。

- 総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。
  - ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
  - ② （①の地方団体で）返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
    - ・ 返礼品の返礼割合を 3 割以下とすること
    - ・ 返礼品を地場産品とすること

### ◎ 住宅ローン控除の拡充に伴う措置

- 所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間（11 年目～13 年目）において、所得税額から控除しきれない額について、これまでと同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。
- この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補てんする。

### ◎ 個人住民税の非課税措置

- 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。（平成 33 年度分個人住民税～）

## 4 森林環境税・譲与税の創設

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

### ◎ 森林環境税の創設 [平成 36 年度から課税]

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率：1,000 円（年額）

賦課徴収：市町村（個人住民税と併せて実施）

国への払込み：都道府県を経由して税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

### ◎ 森林環境譲与税の創設 [平成 31 年度から譲与]

譲与総額：森林環境税の収入額（全額）に相当する額（注1）

譲与団体：市町村及び都道府県

使 途：（市町村）間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用  
（都道府県）森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準：（市町村）総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分  
※市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正  
（都道府県）総額の1割（注2）に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使 途 の 公 表：インターネットの利用等の方法により公表

（注1）平成 35 年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税配付金特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。

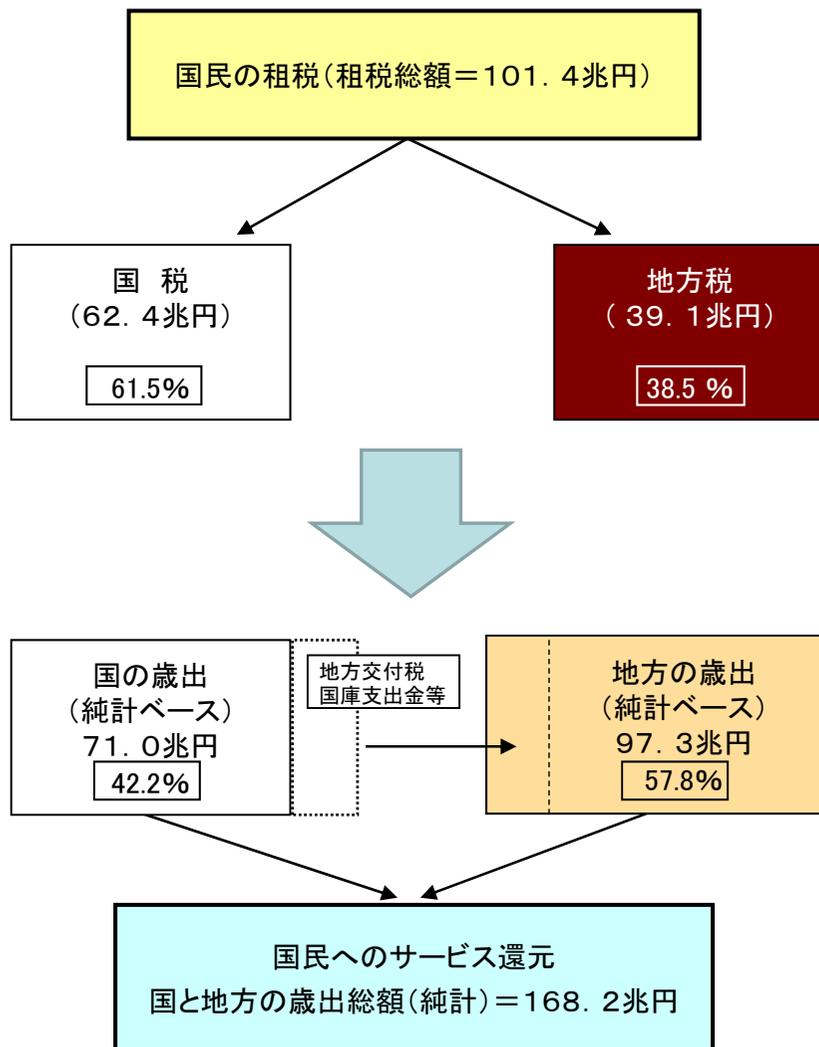
（注2）制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

## 5 主な税負担軽減措置等

- 特定所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置を創設（固定資産税）
- 福島県の原因事故による避難住民の帰還推進を目的とした帰還環境整備推進法人が整備する一定の公共施設に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）
- 熊本地震による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用期間を2年延長（固定資産税、都市計画税）
- 鳥獣被害対策を推進するため、対象鳥獣捕獲員等の狩猟者登録に係る課税免除等の特例措置を5年延長（狩猟税）

## 国・地方の税源配分について

### ◎国・地方の歳入歳出(平成29年度決算)



(注)精査中であり、数値が異動することがある。

(注)地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

(注)国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。

### ◎税源配分の推移

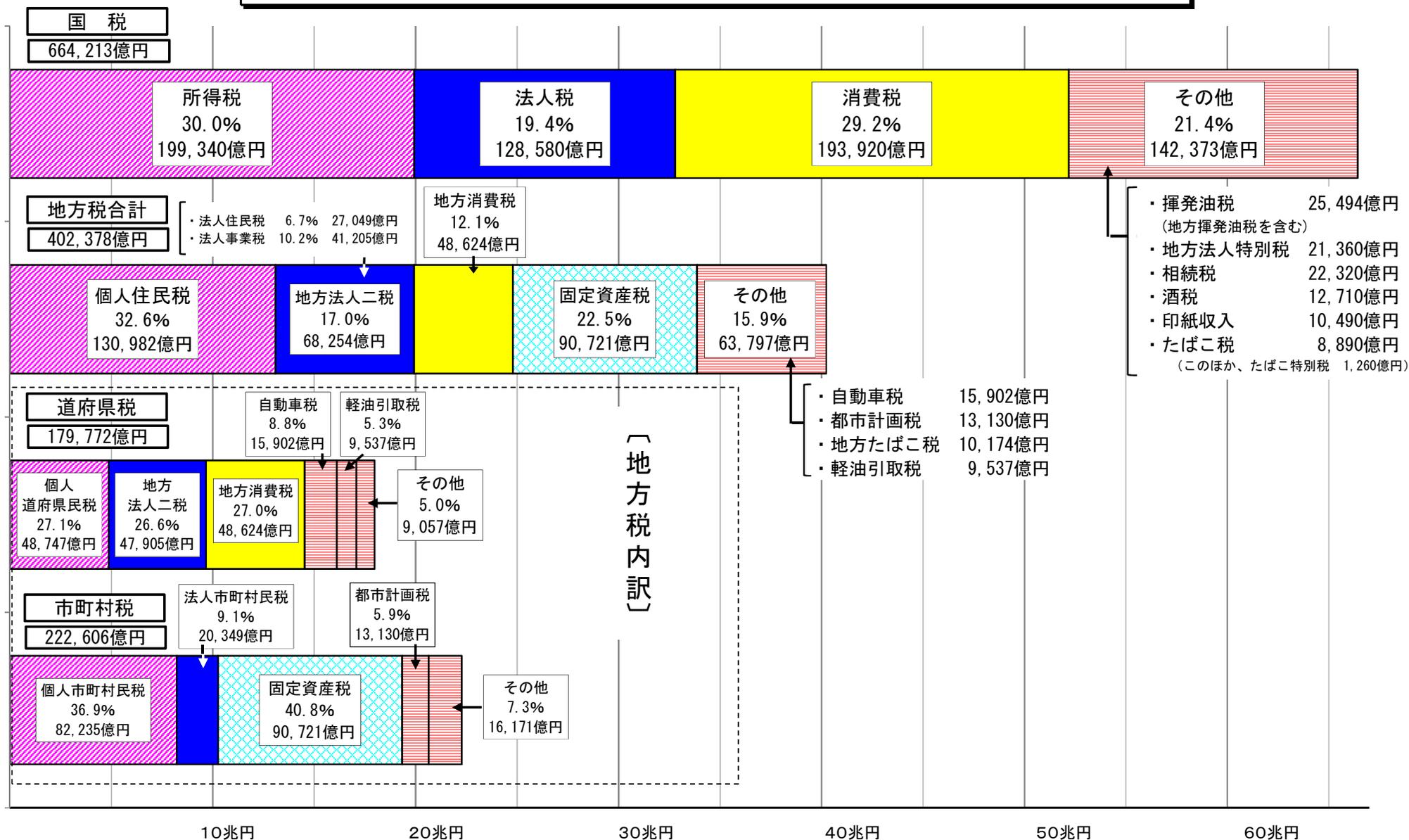
年度	租税総額	国 税	地方税	〈法人事業税への復元時ベース〉
H20	84.7兆円	45.8兆円 〔54.1%〕	38.9兆円 〔45.9%〕	
H21	74.2兆円	40.2兆円 〔54.2%〕	34.0兆円 〔45.8%〕	<46.7%>
H22	77.4兆円	43.7兆円 〔56.5%〕	33.7兆円 〔43.5%〕	<45.3%>
H23	78.7兆円	45.2兆円 〔57.4%〕	33.5兆円 〔42.6%〕	<44.6%>
H24	80.8兆円	47.0兆円 〔58.2%〕	33.8兆円 〔41.8%〕	<43.9%>
H25	85.9兆円	51.2兆円 〔59.6%〕	34.7兆円 〔40.4%〕	<42.7%>
H26	93.9兆円	57.8兆円 〔61.6%〕	36.0兆円 〔38.4%〕	<40.9%>
H27	98.3兆円	60.0兆円 〔61.0%〕	38.3兆円 〔39.0%〕	<41.1%>
H28	97.5兆円	59.0兆円 〔60.5%〕	38.6兆円 〔39.5%〕	<41.4%>
H29	101.4兆円	62.4兆円 〔61.5%〕	39.1兆円 〔38.5%〕	<40.3%>
H30見込	103.5兆円	63.8兆円 〔61.6%〕	39.7兆円 〔38.4%〕	<40.4%>
H31計画	106.7兆円	66.4兆円 〔62.3%〕	40.2兆円 〔37.7%〕	<39.7%>

(注)地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

(注)枠外の<>は、国税に地方法人特別税を含まず、地方税に地方法人特別譲与税を含めた場合の地方の配分比率である。

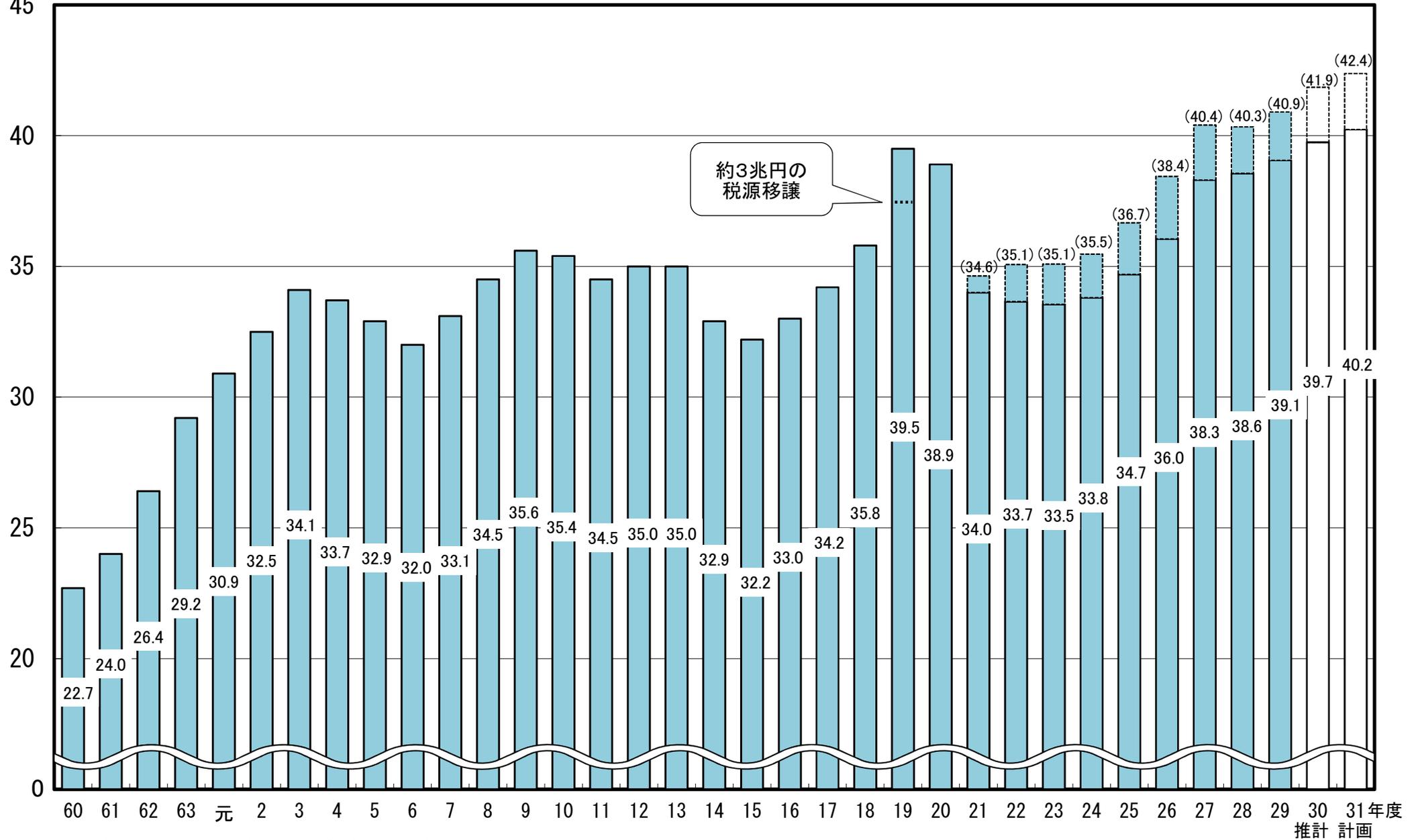
(注)「H30見込」は国税においては補正後予算額、地方税においては推計額(H30.12時点)である。

# 国税・地方税の税収内訳（平成31年度予算・地方財政計画額）



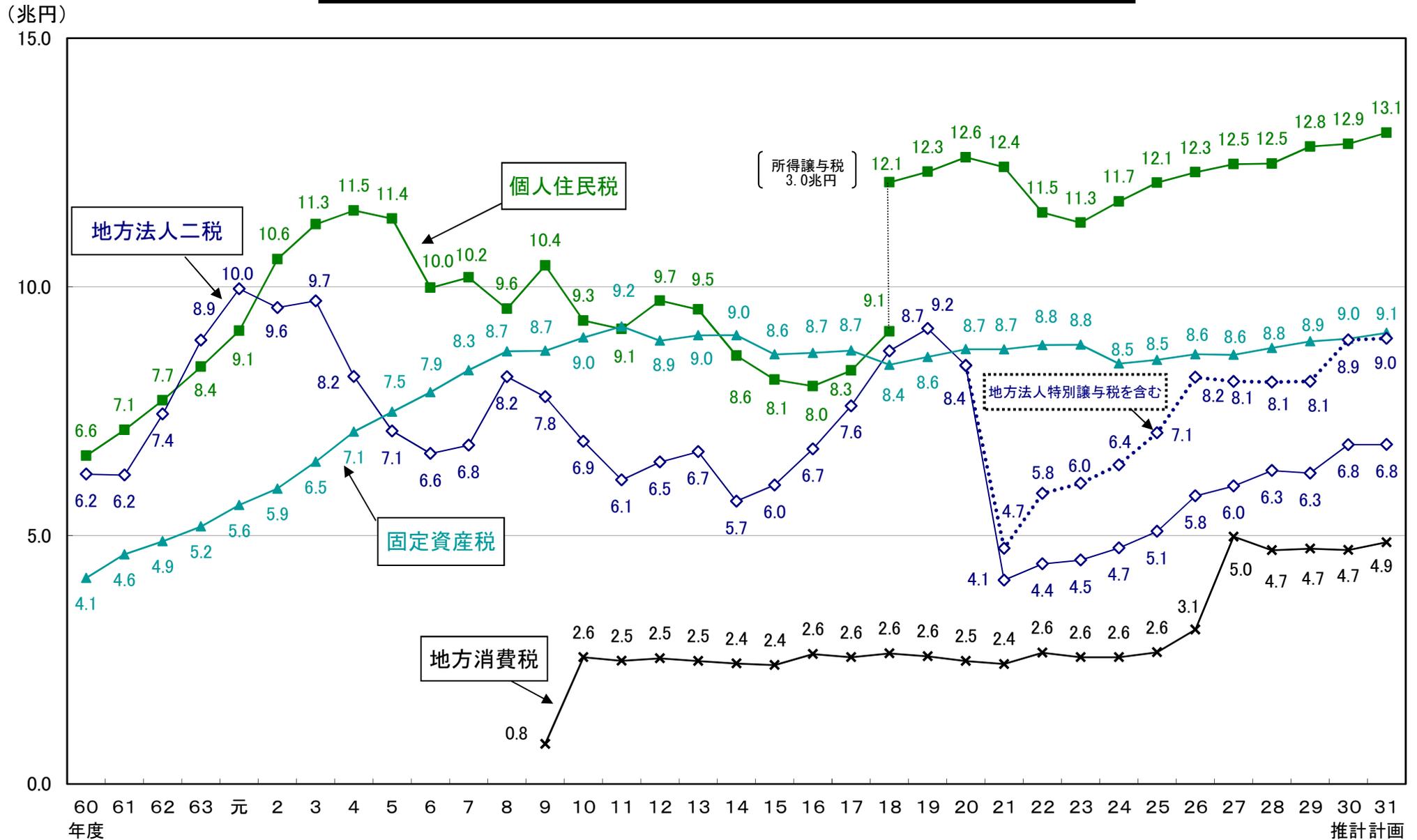
(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。  
 2 国税は予算額（特別会計を含む）、地方税は、超過課税及び法定外税等を含まない。  
 3 国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。  
 4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

## 地方税収(地方財政計画ベース)の推移

兆円  
45

- (注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。  
 2 平成29年度までは決算額、30年度は推計額(H30.12時点)、31年度は地方財政計画額である。  
 3 括弧書きは、平成21年度以降、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を含めたものである。

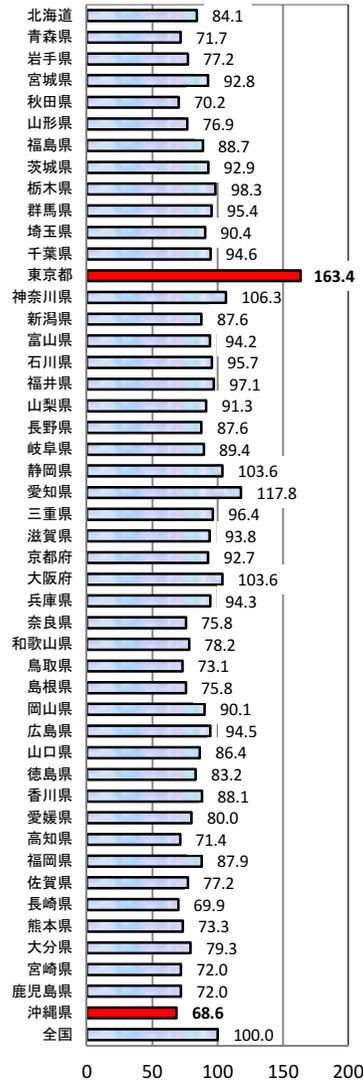
# 主要税目（地方税）の税収の推移



# 人口一人当たりの税収額の指数(5年平均(H25~H29決算))

## 地方税計

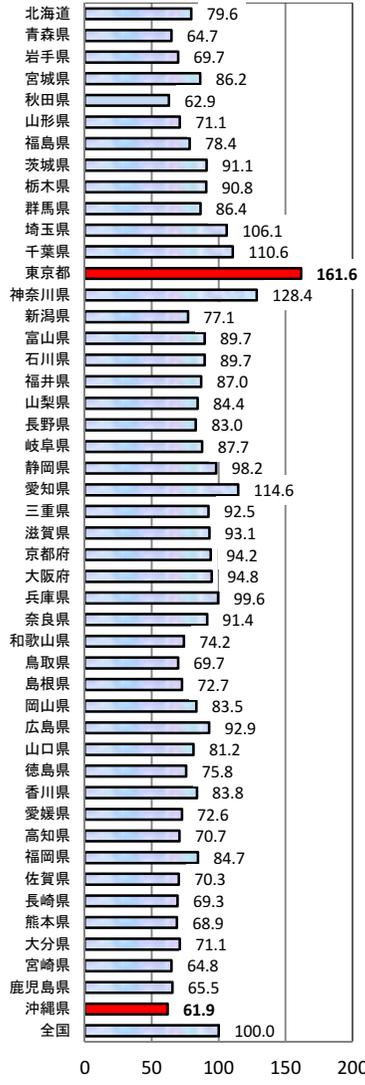
最大／最小: 2.4倍



37.3兆円

## 個人住民税

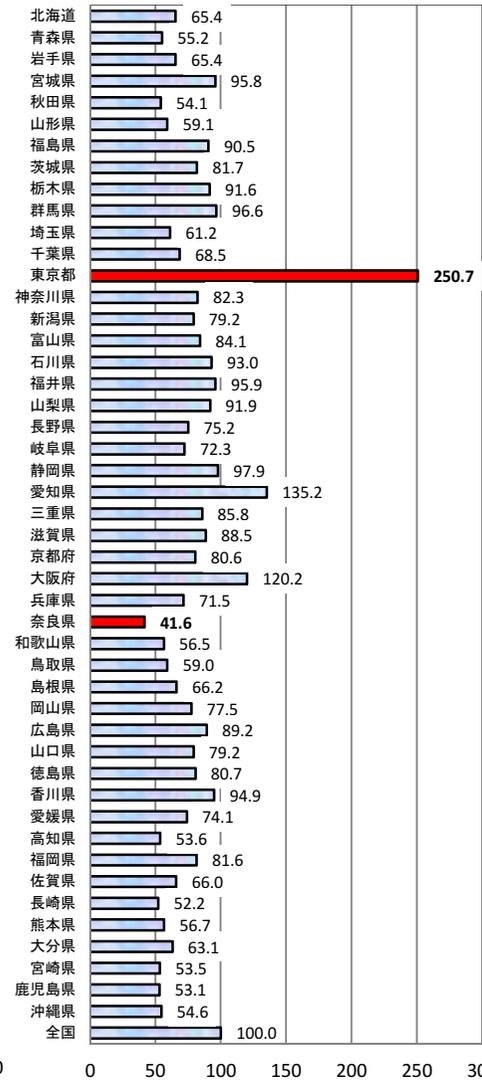
最大／最小: 2.6倍



12.0兆円

## 地方法人二税

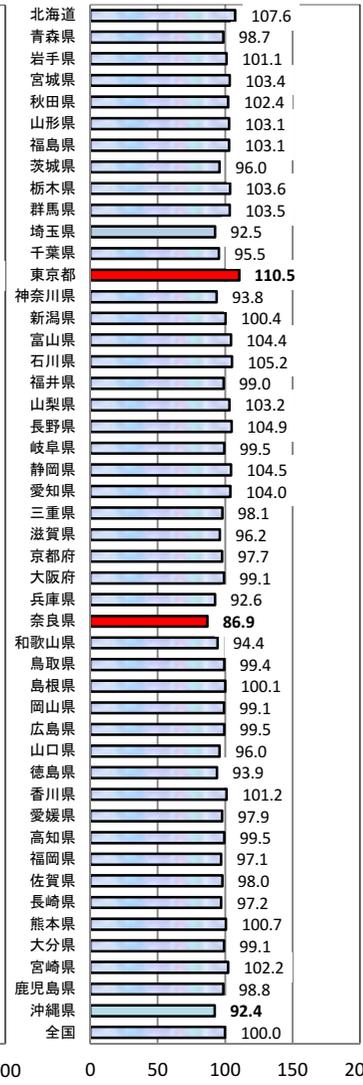
最大／最小: 6.0倍



5.9兆円

## 地方消費税(清算後)

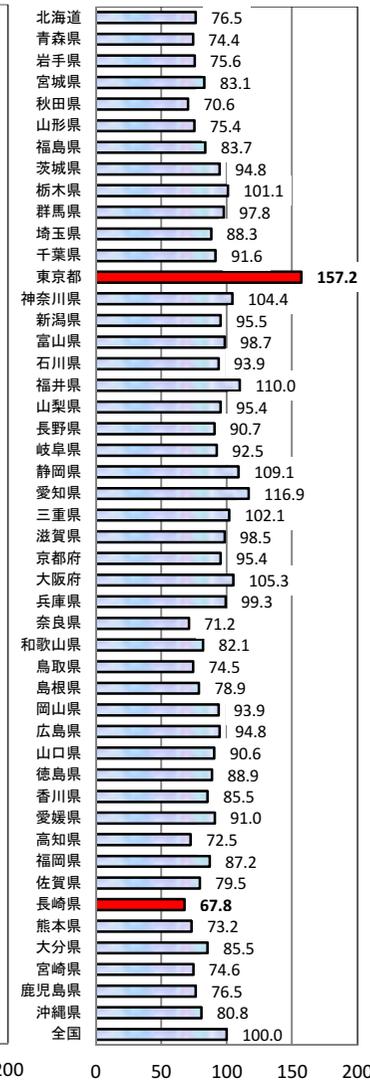
最大／最小: 1.3倍



4.0兆円

## 固定資産税

最大／最小: 2.3倍



8.8兆円

※上段の「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。  
 ※地方消費税の税収額は、平成30年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値である。